

(公立・私立園用)

一時預かり事業のご案内



一時預かり事業は、ご家庭においてお子様を保育することができない場合に、保育園や認定こども園で一時的にお預かりする制度です。

1 対象となるお子様

原則、下関市に住民票があり、以下の「①または②」に該当する方

①保育園、認定こども園（保育園タイプ）に在籍していない方

②在籍園の幼稚園、認定こども園（幼稚園タイプ）が長期休業期間中で、預かり保育を実施していない場合

2 対象となる理由

ご家族の疾病・入院、災害・事故、親族の看護・介護、冠婚葬祭、出産、月あたり52時間未満の就労、リフレッシュ等の私的理由 など

3 利用限度・預かり時間

1か月12日（原則として週3日程度）の範囲内での利用となります。

公立園… 午前8時30分から午後5時まで

私立園… 園によって異なりますので、各園にお問い合わせください。

4 利用料

利用当日、直接園に納めて下さい。（つり銭のないようにご協力をお願いします。）

公立園… 4時間以内 900円（うち、おやつ代 100円）

4時間超 1,800円（うち、おやつ、給食代 250円）

私立園… 公立園の料金を基準に各園が定めます。

「利用料の無償化」のご案内

共働き世帯のお子様など、「**保育の必要性**」がある場合で、利用日までに無償化のための認定を申請し、認定を受けた場合は、利用料（おやつ代、給食代を除く）が上限額の範囲内で無償化されます。

【対象となるお子様】※「保育の必要性」の認定が必要

○3歳になったあとの最初の4月1日から小学校就学前までの3年間にあるお子様

○市民税非課税世帯の0歳～3歳になった日から最初の3月31日までの間にあるお子様

○市民税課税世帯の第2子以降の子どもで、0歳～3歳になった日から最初の3月31日までの間にあるお子様

5 申込み

利用日の1週間前までに、申込書を園にご提出ください。申込書は各園にあります。園の行事や在園児の状況によっては、利用をお断りしたり、利用回数を調整する場合がありますので、事前にご利用希望園にお問い合わせください。